

広島県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十六年六月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年六月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道深江柿浦線	江田島市大柿町深江字下郷二〇一一番一〇地先から 江田島市大柿町深江字田中一四五三番一七地先まで	平成二十六年六月五日